習志野市教育委員会会議録(平成26年第10回定例会)

平成26年10月22日(水) 1 期 日 習志野市教育委員会事務局大会議室 午後3時00分 開会時刻 閉会時刻 午後5時15分 2 出席委員 員 長 孝 委 原 田 委 員 梓澤 キョ子 委 員 古 本 敬明 委 員 植松 榮 人 3 出席職員 学校教育部長 辻 利信 宏幸 生涯学習部長 広 瀬 学校教育部参事 市 瀬 秀光 学校教育部参事 早 瀬 登美雄 生涯学習部参事 結 城 修一 学校教育部 · 生涯学習部参事 吉川 清 志 学校教育部次長 田久保 正彦 生涯学習部次長 櫻井 健 之 学校教育部副参事 隆 小 熊 学校教育部副参事 鈴木 博 教育総務課長 小野寺 良夫 健 指導課長 小 宮 良 之 総合教育センター所長 山下 上 野 社会教育課長 久 生涯スポーツ課長 片 岡 利 江 俊 紀 青少年課長 浅野目 青少年センター所長 佐久間 繁 美 重 吾 大久保図書館長 野 畄 学校教育部主幹 藤木 義久 博 幸 学校教育部主幹 島本 学校教育部主幹 妹 川 智 子 学校教育部主幹 竹 田 佳 司 学校教育部主幹 小 澤 由 香 生涯学習部主幹 佐久間 心之

4 会議内容

原田委員長が

平成26年習志野市教育委員会第10回定例会の開会を宣言

原田委員長が

会議規則第15条の規定により、議案第51号及び第53号ないし第60号を非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

原田委員長が

議案第51号及び第53号ないし第59号の非公開部分の会議録については、議案が市長から議会へ提案された後に公開することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

原田委員長が

本日の日程について、非公開の議題を公開の議題の後に審議することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

原田委員長が

議案第53号及び報告事項(1)については、関連する事項であるため、報告事項(1)を公開の議題の1番最後に、議案第53号を非公開の議題の1番最初にし、日程にある審議順予定のとおりに審議することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

原田委員長が

平成26年第9回定例会の会議録について承認を求め、承認された。

議案第52号 平成26年度末及び平成27年度習志野市立高等学校教職員人事異動方 針の制定について (学校教育課)

小熊学校教育部副参事

はじめに、習志野高校の教員構成について説明する。教員の男女比は6対4であり、本務教員が54名、講師が6名となっている。年齢構成としては、近年若年層の転入が多くなり、平均年齢は44.8歳であり、経験年数としては、教員経験21年目以上、30年目以下の職員が44%であり、中堅からベテラン層の教員が多いといった特徴がある。

それでは、人事異動方針について説明する。平成26年度末及び平成27年度における 習志野市立習志野高等学校教員の人事異動は、県立高等学校教員との人事交流を行ってい るため、県教育委員会の人事異動方針に準じている。なお、本方針のねらいは、本市教育 の振興及び習志野高校の文武両道の教育目標を実現することであり、そのための教員組織 の充実と活性化は不可欠であるととらえている。以上の観点から、県教育委員会と連携を 図りながら人事異動を行っていきたいと考えている。

なお、昨年度との変更点については、第2 実施要項の2「人事の更新について」において服務監督に努めることを明記し、3「交流人事について」、4「管理職への登用等につ

いて」において降任について、5の「主幹教諭の登用等について」の項を設けたことである。本市教育委員会としては、県教育委員会と連携し、教員の適材適所、適正配置に努めていく、と概要を説明

原田委員長

「主幹教諭の登用等について」の項を新たに設けたということは、平成27年度から主 幹教諭を配置するということか、と質問

小熊学校教育部副参事

必ずしも配置することが決定しているわけではないが、今後の方向性として、学校の活性化のことも含め、主幹教諭の登用について検討したいため、新たに項を設けた、と回答

原田委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第52号は全員賛成で原案どおり 可決された。

協議第1号 通学バス導入について

(教育総務課)

島本学校教育部主幹

平成42年3月31日までの通学区域の暫定措置として、通学指定校を谷津小学校から 谷津南小学校とした児童の通学手段に導入する通学バスに関し、現段階における基本的な 考え方について、協議するものである。

通学バス導入にあたって、これまでに、登校時間帯に、奏の杜地域から谷津南小学校まで、2つのルートについて、乗用車で所要時間の検証をした。検証の結果、2ルートとも片道約10分、すなわち往復約20分程度であることから、概ね7時から8時までの間に谷津南小学校に着くとすると、4便が設定できると想定している。

それでは、現段階における教育委員会としての通学バス導入に係る基本的考え方として 説明する。まず車両形態及び運行形態についてであるが、車両形態としては、全員着席を 基本とする貸し切りバス型と、立ち席も含める路線バス型の2つ共に、良とする考え方と する。その上で、運行形態は、車両を借り上げる委託方式と、乗合バスによる運賃助成方 式の2つ共に、良とする考え方とする。次に運行日時等についてであるが、はじめに、谷 津南小学校の登下校時間を説明する。開門時刻は午前7時、登校時刻は午前7時45分~ 8時05分である。下校時刻は学年や曜日によって異なるが、大きく分けて、午後2時4 0分、午後3時30分、午後3時40分の3パターンである。また、放課後の課外活動が ある児童の最終下校時刻は午後4時30分であり、放課後児童会の閉室時刻は午後7時で ある。これらのことから、登校時間帯は概ね午前7時から午前8時の間、下校時間帯は概 ね午後2時台から午後7時の間とする。運休日としては、日曜日、国民の祝日に関する法 律に規定する休日及び1月2日、3日及び12月29日~31日までの間と、学校行事等 の日は除くものとする。次に運行期間であるが、平成42年3月31日までの通学区域の 暫定措置の間として15年間と、児童推移や保護者意向等を勘案した中で、弾力的な対応 とする。次に運行検討ルートについては、都市計画道路3・4・19号及びまろにえ通り を経由する2ルートを検討対象とし、今後地域の方々の意見を伺う中で、運行ルート及び 児童の乗降場所について決定していくこととする。

これまでに通学バス運行手法等の検討については、大きく分けて、市でバスを所有する 方法と、事業者のバスを活用する方法との2つの手法が考えられ、市においてバスを保有 する形態、バス事業者に委託等する形態、既設路線バスで対応する形態の3形態を「走行 中の児童の安全性」、「臨時的運行の可否」、「事業費」等の項目を設定し、簡易的に評価を 行った。この評価の結果から、バスを保有する形態は、走行中の安全や臨時的運行の柔軟 性はあるものの、車両に係る維持管理等課題があること、バス事業者に委託等する形態や 既設路線バスで対応する形態は、走行中の安全性に一部工夫が必要なケースもあるものの、 車両に係る課題が小さいことから、バス事業者によるバス借上げ(委託)方式と路線バス 事業者の一般乗合バス(臨時直行便対応を含む)運行形態を検討対象とする。

この検討対象とした運行手法について、メリットとデメリットを総括すると、保護者の 安心という面からは、車両借上げ方式の方が優れており、地域での運行実績に基づく、安 定性、汎用性や定時性の面からは、乗合バス方式の方が優れている。

最後に、通学バス運行事業計画(案)について、習志野市基本構想、習志野市公共施設 再生計画における計画期間に合わせ3期計画とし、それぞれ前期・後期に分け運行計画を 見直していくこととする。平成27年度から31年度までを第1期とし、前半を諸課題把 握期、後半を運行手法再検討期とする。第2期は平成32年度から37年度までとし、前 半を運行手法・児童乗降車場改善期、後半をバス運行期間再検討期とする。第3期は平成 38年度から41年度までとし、利用者意向調査実施・運行期間再考期とし、児童数推計 を踏まえ、検討していく時期とする、と概要を説明

古本委員

通学バスに乗るのは児童のみなのか。運動会、授業参観等の行事の際や、体調を崩した 子どもを迎えに来る際の保護者の交通手段はどのように確保するのか伺いたい。まずは子 どもの安全性や利便性を考えるべきだと思うが、いかがか、と質問

島本学校教育部主幹

基本的には通学バスは児童の通学手段であり、保護者が行事等で学校に来る際には、個別に交通手段を確保していただくことと考えている、と回答

古本委員

保護者の交通手段としてはどのようなものを想定しているか、と質問

島本学校教育部主幹

徒歩、自転車、自動車、路線バス等を想定している、と回答

古本委員

駐輪や駐車をするスペースはそれほどないと思うが、いかがか、と質問

島本学校教育部主幹

行事開催にあたっては、各学校の実情に合わせ、自転車または公共の交通機関で来ていただくよう案内するものと認識している。学校行事等における対応については当該校やPTAと話し合っていきたい、と回答

古本委員

何かしらの対策を弾力的に考えてほしい、と要望

島本学校教育部主幹

意見として受け止め、検討を深めていく、と回答

梓澤委員

たたき台としてこのような資料が示されたことで、イメージがしやすくなり、ありがたい。より良いものへと、内容を詰めていってほしい。児童がほとんど登校しない夏休み期間中や遅刻、早退への対応をどのように考えているか、と質問

島本学校教育部主幹

夏休み中も放課後児童会は開室しているので通学手段を確保する必要があり、バスの運 行形態によって対応は変わってくるが、対応はしなければならないと考えている。遅刻、 早退については、当該校とも話し合っていく、と回答

梓澤委員

様々な意見が出てくると思うが、しっかりと協議をしてほしい、と要望

古本委員

小学校は別々でも中学校からは同じ第一中学校に通うことになると思うので、完全に地域内での交流が絶たれてしまわないよう配慮してほしいと思うが、谷津小学校と谷津南小学校との交流を考えてはいかがか、と質問

島本学校教育部主幹

昨年度にも地域の方々や教育委員の方々から同様の意見を頂いているので、引き続き検 討していく。なお、谷津南小学校区の一部は第一中学校の通学区域となっている、と回答

原田委員長

本日欠席の貞廣委員より、この協議事項について、要望をいただいているので、私の方から、代わりに述べさせてさせていただく。「子どもの登下校の多様なケースを想定したシミュレーションを元に、可能な範囲で各家庭の不利益のないバス運行をお願いしたい」、と発言

島本学校教育部主幹

バス借上げ方式と乗合バス方式との双方を検討対象とし、弾力的に対応ができるよう検 討していく、と回答

原田委員長

様々な場合を想定してシミュレーションをしてほしい、と要望

原田委員長が他に質疑なしと認め、協議第1号は終了した。

小宮指導課長

谷津南小学校の「特色ある学校づくり」の進捗状況について、市内の学校は、どの学校も特色を活かしており、また新たな特色づくりに努力しており、教育委員会もそのお手伝いをしている。谷津南小学校については、奏の杜の一部地域の方々には、来年4月には、学校の特色づくりについて、一つの形にしてお知らせする必要があり、今回、学校の示している方向性について報告し、協議していただくものである。

現在、大きく2つの内容で特色を出す方向である。1つは、谷津南小学校に隣接する谷津干潟を活かした、環境教育の推進であり、もう1つは、校内の授業実施の体制を、基本、担任が全て実施する体制から、一部の学年ではあるが、教科担任制の実施をすることである。

まず環境教育の推進について、大きく分けて3つのポイントがある。1点目は、谷津干 潟を素材とした環境教育の充実である。干潟に生息する動植物の観察を継続的に行うこと で、動物の生態をよく理解することができ、観察記録をまとめたり発表会を開催したりす ることにより、言語活動の力や表現力を身につけることができる。また、自然を大切にし、 生命を尊重する心情が育まれることになる。さらに、干潟の中には、子どもが自分の手で 捕まえて持ち帰っても構わないという、捕獲を許されている種類もおり、学校内で飼育等 の学習活動を通して、動物の生態を身近で観察することも可能になる。

2点目は、谷津干潟での学習を活かした体験活動の充実である。地域の「学校環境を考える会」との連携を図り、学校の敷地内にあるビオトープなどを活用し、環境教育に関連した体験学習を充実させていく。また、市内各学校や地域へ、谷津南小学校での取り組みを情報発信し、環境学習の発信基地的な役割を担っていきたいと考えている。そして、人に伝える態度や人へ伝える力の育成につなげていきたいと考えている。

3点目は、谷津干潟を通した地域との関わりの充実である。ごみゼロの日の干潟周辺の清掃活動、6月10日の「干潟の日」のイベントへの参加、ミニ観察会など、干潟をフィールドにして地域の方々との関わりをもっていく。干潟に通い、自分が人を案内できる力をつける「遊歩道ガイドツアー」等で、地域への貢献をしながら関わりを深めていく。そして、友達同士、地域の方と積極的に関わろうとする態度や関わる力の育成につなげたいと考えている。

これらは、1・2年生では、主に生活科の時間を使い、3年生から6年生までは、主に総合的な学習の時間を使って実施する。机から離れ、身体を動かしながら学び、問題解決力を多様に身につけさせ、学力の向上につなげるのが、この環境教育の大きな狙いである。

次に、交換授業の実施について、学力向上、生徒指導、そして中1ギャップの解消といった面から、特に小学校高学年において、一人の指導者が、例えば学年全てのクラスの理科の授業を行うといった、中学校と同様の教科担任の形を取ろうとするものである。こうした指導体制の有効性として、次の3点を狙っている。

1点目は、全教科を指導している小学校の担任教諭の指導教科を減らすことで、受け持つ教科の準備が今まで以上に充実することになる。理科の実験準備や社会科で黒板に掲示する資料が1枚で済むなど、効率化が図れるだけでなく、そこに費やす時間も今まで以上に多く取れることから、学力の向上につながることが期待できる。

2点目は、6年の3名の担任が、毎週、全てのクラスの子どもと授業を通じて接することになり、落ち着きのない子や、発達障害の子の様子を多くの目で見ることは、不登校や

いじめの未然防止、早期発見、早期対応にもつながる。また、仮に担任に相談がしにくい場合でも、隣のクラスの担任とも会話が交わせるようになることで、相談事も出来るという子ども側の効果も期待できる。さらに、中学進学後に毎時間先生が変わるという体制を、もう少し前から体験させて、中1ギャップを少しでも軽減しようという狙いもある。

教育委員会としては、どの学校も、子どもが健やかに生き生きと成長でき、保護者が信頼を寄せる学校づくりを指導・支援していく。併せて、谷津南小学校の特色が活きるよう、バックアップしていく、と概要を説明

梓澤委員

谷津干潟に隣接する谷津南小学校が、特色ある学校づくりとして環境教育を推進するのは良いと思うが、環境政策を考えた時に、環境部との調整や連携はどの程度進んでいるか、 と質問

小宮指導課長

環境部環境政策課で谷津干潟のイベント等を行っていると伺っており、教育委員会としては、環境部との連携を密にしていく必要があると考えている、と回答

梓濹委員

地の利を活かし、環境部としつかり連携して学校運営を進めてほしい。

次に、交換授業によって、いじめの早期発見や早期対応につながるという説明があったが、なぜそのように判断できるのか。また、そのようなメリットがあるならば、他の学年や他校にも実施してはいかがか、と質問

小宮指導課長

学校長より、県内の学校で、交換授業によって有効な結果を出している学校があるとの報告を受けている。しかし、小学校では1人の担任が全ての教科の授業をすべきという考え方も根強く、また、教科ごとに授業時数が異なり調整が難しいなどの課題もあるため、実施を見送る学校も少なくない。そのような状況ではあるが、学力向上に加え、不登校やいじめの早期発見・早期解消のために、多くの先生の目で子どもたちを見ていきたいという学校長の考えを受け、特色の2つ目として挙げた、と回答

原田委員長

通学指定校が変更になるというデメリットがすでにあるのだから、変更になることで生まれる環境教育や交換授業のメリットを強力にアピールしていかなければ保護者は納得しない。保護者は子どもの学力向上を1番望んでいると思うので、教職員の加配など手厚い対応をしてほしい、と要望

原田委員長が他に質疑なしと認め、協議第2号は終了した。

協議第3号 「習志野市子ども・子育て支援事業計画(パブリックコメント案)」について (学校教育課)

竹田学校教育部主幹

まず、「子ども・子育て支援事業計画とは」について、"子どもの最善の利益を実現する 社会の構築を目指す"ことを前提に、子ども・子育て支援法に基づき、市町村が定めるも のとされており、国から示された基本指針に基づき、取り組むべき方策と達成しようとす る目標や実施時期を明らかにするもので、このことにより、本市の子育て支援の方針を示 すものである。

次に、計画の位置づけと計画期間について、この計画は、子ども・子育で支援法に基づく、市町村子ども・子育で支援事業計画として位置づけるとともに、「放課後子ども総合プラン」についても包含し、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画の性格を持ち合わせることとしている。計画期間は、平成27年度から31年度までの5か年の計画とする。計画の対象は、妊産婦を含めた子どもを持つ家庭と子どもを取り巻く様々な主体としている。

次に、計画策定の目的は、急速な少子化の進行、家庭や地域を取り巻く環境の変化が進むとともに、子育てに対する負担や不安、孤立感を感じる方も少なくない中で、子どもや保護者に必要な支援を行い、子どもの最善の利益を実現することを基本として、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の構築を目指すものである。

次に、計画の基本理念は、「子どもの健やかな成長をみんなのやさしさで支えるまち習志 野」としている。

次に、基本視点・基本目標について、基本視点は、「自律力」、「家庭力」、「地域力」の3つであり、それぞれの視点に基づく目標として、基本目標1「子どもが自分の未来を見つめて、たくましく生きていく力を育む」、基本目標2「家族が喜びや生きがいを感じながら、子育てができる場所となる」、基本目標3「子どもや家庭・家族をやさしく見守り、支える地域社会となる」、以上の3点を掲げている。

次に、施策体系に基づき、それぞれの基本視点について説明する。まず、基本視点1「自律力」に関し、基本方針を3点掲げている。基本方針1は、教育・保育の機会の確保、基本方針2は、子どもが健康でたくましく成長できる教育・保育環境の充実、基本方針3は、子どもが安全・安心に暮らせる環境の充実としている。

次に、基本視点2「家庭力」に関し、基本方針1は、安心して妊娠・出産・育児ができる一貫した支援の充実、基本方針2は、すべての家庭が安心して子育てができる環境の充実、基本方針3は、家庭の教育力の向上としている。

次に、基本視点3「地域力」に関し、基本方針1は、地域における子育ち・子育て支援 拠点の整備、基本方針2は、地域における多様なネットワークの活用と充実としている。

最後に、量の見込みと確保方策について、子ども・子育て支援事業計画では、取り組むべき方策と達成しようとする目標や実施時期を明らかにすることとされており、教育・保育並びに地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について定めたものである。本編では、中学校区など提供区域に分けて詳しく記載しているが、概要版では、簡潔に一覧表で記載をした。

まず、「教育・保育」について、これは幼稚園・保育所・こども園を指している。教育(1号認定)3歳児、教育(1号認定)4・5歳児については、幼稚園の利用について、3歳児と4・5歳児に分けて、量の見込みと確保方策を記載した。3歳児の幼稚園需要については、25年度の実施状況に対して、31年度までには定員を拡大して受け入れることを計画しているが、量の見込みを確保できる状況には至っていない。不足が見込まれるという点においては、長期的な人口推移や幼稚園需要の変化等を注視しながら検討してまいりた

いと考えている。一方、4・5歳児の量の見込みは、現状の定員を下回っている状況なので、確保方策の達成時期は27年度とした。保育(2号・3号認定)については、保育所希望者であるが、全体では、一部認可外保育施設を活用する中で、30年度には待機児童が解消されるものと見込んでいる。

次に、「地域子ども・子育て支援事業」について、こちらは、市町村が地域の実情に応じ、子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業とされており、資料に記載のとおりの事業が国から示されている。25年度実施状況の欄について、中段の利用者支援事業は未実施となっているが、今年度の7月から試行的に取り組みを始めているので、いずれも現在実施している事業である。現状でも需要量を満たすことは可能と考えているものが、達成時期が27年度というものである。また、達成時期が31年度となっているものは、今後、事業の拡大を図る中で、需要量を満たすことは可能と考えている。

なお、一時預かり事業、幼稚園における14時以降の預かり保育について、こちらは、 公立幼稚園において夏休みに預かり保育を実施することにより需要に応えることが可能と 考えるが、実施施設の設備、人員等の対応を考えると需要量の動向を注視しながら検討し ていきたいと考えている。

なお、本教育委員会会議終了後、庁内の会議を予定しているので、パブリックコメント 案としては、今後、文言等、細かな修正の可能性があることをご理解いただきたい。また、 本計画は、11月中旬からパブリックコメントを実施する予定である、と概要を説明

梓澤委員

計画推進体制の連携強化について、「推進に向けた庁内推進体制の整備、強化を図ります。」とあるが、具体的にはどこの部署が担当するのか、と質問

竹田学校教育部主幹

庁内推進体制については、こども部や、作業部会、検討委員会で計画作りに取り組んでいる。さらに庁内には、庁議や調整会議もあるので、このような会議を経て、取りまとめをしていきたい。一方で、外部機関として、第三者委員を入れた、子ども・子育て会議があり、この会議の中でも進行・管理していく、と回答

梓澤委員

市民がパブリックコメント案を見て、明確に分かりやすいよう、不自然に感じることがないよう、分かりやすく明記してほしい、と要望

古本委員

長期的に見て、習志野市では少子化は進んでいるのか。また、働いている保護者は、保 育所に入所できないと他市に引っ越してしまうのではないか、と質問

竹田学校教育部主幹

長期的に見ると、全国的な流れと同様に、習志野市も少子化の進行は避けられないと考えている。現在は、奏の杜地域で子どもが増えているので、全市的にはしばらくは横ばいであると推測されるが、長い目で見ると減少してくる。3歳児の人口は、15年後には1500人を割り込み、現在より200~300人程度減少すると見込まれている。しかしながら現在は、定員を上回るニーズが見込まれているため、ニーズに合わせて保育所等を

拡大し、子どもたちを呼び込むまちづくりをしていきたい、と回答

原田委員長が他に質疑なしと認め、協議第3号は終了した。

協議第4号 次回教育委員会の期日について協議し、平成26年11月19日(水) 午後1時に決定された。

報告事項(2)平成26年習志野市議会第3回定例会一般質問等について (教育総務課)

小野寺教育総務課長

平成26年習志野市議会第3回定例会における一般質問は、平成26年9月9日から17日にかけて行われたもので、教育委員会に関するものとして、一般質問、12名の議員から25件があった。また、教育委員会に関わるものとして、2件の請願及び1件の陳情があった。質問要旨・要望要旨や答弁要旨、今後の処理方針について、また、通告のあった質問に対する1回目の答弁に加えて、再度、質問のあった内容や要望事項、そのことに対する答弁等についても、議員より質疑があった全体内容が把握できるよう、一般質問一覧表とあわせて、添付した資料のとおり取りまとめをした。資料については、これまでも教育委員の方々から、限られた時間の中で議論できるよう、資料の改善についての意見を頂いてきたことも踏まえ、一般質問等の報告書について、少しでも分かりやすくなるよう改めたものである。

本定例会での一般質問として、学校教育分野に関わるものでは、複数の議員より、東習 志野地域の通学区域の変更や小中学校の音楽室等へのエアコン設置に関するものがあった。このほか、谷津南小学校に関わる通学バスについて、などの一般質問がなされた。生涯学 習の分野に関わるものでは、文化芸術の振興策や放課後児童会など子ども・子育て支援新制度等についての一般質問がなされた。

本日は、通告番号18番の谷岡議員から質問があった、『1 教育問題について』の中から学校教員の勤務の実態を取り上げ、説明する。このほか、請願のあった2件、陳情のあった1件について、採択の状況を報告する。

まず、『1 教育問題について』の質問は、学校教員の勤務の実態について、1点目に、教員の長時間労働による教育に与える悪影響、2点目に、教員の深夜・早朝の出退勤の労働実態改善、3点目に、市独自に毎年度実施される「公開研究会」「計画訪問」について、4点目に、市独自に行われる「計画訪問」、また、「計画訪問」と「合同訪問」の一本化について、5点目に、労働安全衛生法の運用と産業医の配置について、であった。

1点目の「教員の長時間労働」に関し、『教員は、下校までは子どもへの指導等に向き合っており、放課後の時間で教材研究や学級事務などの仕事を行っているが、今後もノー残業デーの推進や事務データの共有化など、仕事の効率化を図るための環境整備に取り組み、教員の心身の健康を考え、勤務が長時間に亘らないよう、校長を通じて指導していく。』ことの答弁をした。

2点目の「教員の労働実態改善」に関し、『勤務の実態は、教育環境の変化もあり一概に は以前と比較することはできないが、ノー残業デーの実施校が増え、管理職は遅くまで残 っている職員への声掛けを行うなど、変化が見られ早めの退勤の意識はできつつある。また、アラームの解除・施錠の記録は、直接、教員の勤務時間を示すものではないが、通常の勤務時間を超えて勤務している現状の一端を示す資料であることは理解している。』ことの1回目の答弁をした。1回目の答弁後、①教育委員5人で話し合いを行っているか。②実態調査は行っているか。勤務の実態は改善されているか。③出退勤の記録の中で、職員の勤務状況の実態は。④タイムカードを導入し、正確な勤務時間の把握する考えは。⑤出退勤の記録を正確に実態把握することを求めるが。⑥実態を正確に把握するため21年度同様の実態調査を。⑦5年前の調査について教育委員も把握する必要があるので、教育委員会会議の場で取り扱ってほしい。との再質問があり、教員は、時間を忘れ仕事に熱心に熱中して取り組んでいるということ、各学校では出退勤の記録簿をつけており、時間外労働が月80時間以上超える職員は、学校から教育委員会に対し、報告を義務づけていること、今後も出退勤の記録をつけながら、適正に配慮・支援していくことを考えていること、土曜出勤の理由は、部活動の指導を考えられるが、今後、校長会とも協議をしながら実態把握に努めていくこと、などを答弁したものである。

今後の処理方針としては、いずれも課題を整理しながら検討・対応するものである。

次に、3点目、「公開研究会」、4点目の「計画訪問」「合同訪問」については、指導課が所掌する事務に関するもので、『公開研究会は、教師も児童生徒も大きく成長する場であり、経験豊富な教員と若年層教員が、授業について一緒に考える場をもつことで互いが成長し、授業力の向上につながり、子どもたちの意欲を大切にした、分かる授業を展開することができる効果があること。得られた教員の指導力は、自信と誇り、責任をもって子どもたちの前に立って授業を行うことができること。また、公開研究会の実施により、子どもに関わる時間が制約されるのではないかという質問に関し、教員が休み時間や放課後に子どもと向き合う時間を持つということは教育の場において大切である一方で、子どもと関わる時間だけがあればいいのではなく、子どもと関わる教員の資質が大切であり、学校生活の中で子どもと一番深く関わる授業において、教員が真正面から子どもと向き合い、子どもに寄り添うことにより、授業を充実させることが最も重要なことである。』ことを答弁した。また、谷岡議員より、『労働安全衛生法の運用と産業医の配置』のほか、多岐にわたる御質問を受けているが、その内容は記載のとおりである。このほか、谷岡議員を含め12名の議員からの一般質問内容等は、添付資料のとおりである。

最後に、請願及び陳情のあった件について、請願は、『藤崎図書館の存続を求める』もの、『市内中学校音楽室エアコン設置』に関するもの、の2件であり、陳情は、『国における平成27 (2015)年度教育予算拡充に関する意見書』採択に関するもの、の1件であった。審査・審議するために付託された文教・福祉常任委員会で、お手元の資料のとおり教育委員会としての参考意見を述べ、質疑、答弁ののち委員会では、『藤崎図書館の存続を求める請願』は「不採択」、『市内中学校音楽室エアコン設置に関する請願』は「採択」、『国における平成27 (2015)年度 教育予算拡充に関する意見書』採択に関する陳情』は「採択」の結果となり、本会議の場においても同様の結果となった、と概要を説明

梓澤委員

教員の勤務状況については、議会の一般質問だけでなく多くのメディアでも取り上げられており、今日的な問題であると認識している。個人的には、先生方の身体的、精神的負担について心配をしている。教員の長時間労働について、「委員はありがたく思っていると認識している」という答弁に至った経緯を伺いたい、と質問

小能学校教育部副参事

長時間勤務の問題については、様々な課題があると認識している。教員の勤務の特殊性もあり、勤務の実態を把握することは難しい。子どもたちと向き合う時間や事務をする時間も取らなければならないが、そのことを鑑みても、教育委員会としても勤務時間は長くない方がいいと考えている。また、県教育委員会からも、このことについて再三指導が来ており、そのような経緯の中で、このような答弁となった、と回答

梓澤委員

現場の先生方の声を反映して対応していってほしい。また、教員の勤務状況について、 もっと教育委員会会議で取り上げて議論してもいいと思う、と発言

原田委員長

前回の教育委員会会議においても、この問題に関連したことを述べたので、その意見も 踏まえて検討してほしい、と要望

原田委員長

貞廣委員より、この報告事項についても、要望をいただいているので、私の方から、代わりに述べさせてさせていただく。

『通告番号 18「学校教員の長時間勤務について」、大変重要且つ、国際的にも指摘されている是正急務の課題である。市レベルでも、校務システムの導入をはじめ、教育委員会のサポートで軽減できることはあると思う。教育委員会は学校が最も頼りにできるサポーターであり、それがあるからこそ各先生ががんばれる。市教育委員会でも、積極的支援を考えて欲しい』、と発言

小熊学校教育部副参事

1人1台の校務用パソコンを配備するなど、校務支援ソフトの導入をしている。その他にも事務負担の軽減について考えていきたい。この件については、校園長会議でも取り上げ、理解を深め、議論していきたい、と回答

原田委員長が他に質疑なしと認め、報告事項(2)は了承された。

報告事項(3)教育委員会制度改革について

(教育総務課)

小野寺教育総務課長

教育委員会制度改革について、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が本年6月20日に公布され、平成27年4月1日より施行される。今回の改正は、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直し等、教育委員会制度の抜本的な改革を行おうとするものである。

教育委員会は、首長から独立した行政委員会として全ての県及び市等に設置されている。教育委員長が主宰する会議で、教育行政における重要事項や基本方針を決定し、そ

れに基づいて教育長が具体の事務を執行する。現状の教育委員は、非常勤で、原則5人であり、任期は4年で再任可能である。教育委員長は教育委員会を代表し、教育委員のうちから教育委員会が選挙し、任期は1年で再任可能である。教育長は常勤で、教育委員のうちから教育委員会が任命し、教育委員長との兼任は不可である。

教育委員会制度の趣旨としては、政治的中立性の確保、継続性・安定性の確保、地域住民の意向の反映の3点が挙げられる。継続性・安定性の確保に関しては、教育は、子どもの健全な成長発達のため、学習期間を通じて一貫した方針の下、安定的に行われることが必要であり、また、教育は、結果が出るまで時間がかかり、その結果も把握しにくい特性から、学校運営の方針変更などの改革・改善は漸進的なものであることが求められるものである。また地域住民の意向の反映に関しては、教育は、地域住民にとって身近で関心の高い行政分野であり、専門家のみが担うのではなく、広く地域住民の意向を踏まえて行われることも求められるものである。

次に、これまでの教育委員会の課題について、教育委員長と教育長のどちらが責任者か分かりにくい、教育委員会の審議が形骸化している、などの指摘がある。これらに対し、教育行政における責任体制の明確化と教育委員会の審議の活性化が、今回の改革の狙いである。また、いじめ等の問題に対して必ずしも迅速に対応できていない、地域住民の民意が十分に反映されていない、地方教育行政に問題がある場合に、国が最終的に責任を果たせるようにする必要がある、などの課題もある。これらに対し、迅速な危機管理体制の構築、地域の民意を代表する首長との連携の強化、国が教育委員会に指示できることの明確化も、今回の改革の狙いである。

次に、改革の4つのポイントについて説明する。

まず改革のポイントの1つ目は、教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置である。新「教育長」は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。会議の主宰者であり、また具体的な事務執行の責任者である。事務局の指揮監督をするものであり、任期は、3年である。第一義的な責任者が教育長であることを明確にするために設置されるものであり、また緊急時にも、常勤の教育長が教育委員会会議の招集のタイミングを判断することができる。首長が直接教育長を任命することにより、任命責任が明確化するということが、大きなポイントである。

次にポイントの2つ目は、教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化である。新「教育長」による迅速な情報提供や会議の招集が行われることとなる。また、教育委員の定数3分の1以上からの会議の招集の請求ができるようになり、教育長が委任された事務の管理・執行状況を報告する義務について、教育委員会規則で定めることが規定された。加えて、会議の透明化を図り、原則として会議の議事録を作成し公表することとなる。本市では現在も議事録を作成して公表しているが、教育委員会制度改革のポイントの1つである。

ポイントの3つ目は、全ての地方教育団体に「総合教育会議」を設置することである。 総合教育会議の構成員は首長と教育委員会で、首長が主宰者となって会議を招集する。 会議での協議・調整事項は、大きく分けて3つあり、①教育行政の大綱の策定、②学校 等の施設の整備、教職員の定数、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策、③児童・ 生徒等の生命・身体の保護等の緊急の場合に講ずべき措置、である。会議は原則公開で 行われ、首長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに首長が公の場で教育 行政について議論することが可能になるということが大きな改正である。また、首長と 教育委員会が協議・調整することにより、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して 執行にあたることが可能になるということも改正の狙いである。この総合教育会議は、 首長と合議体の教育委員会が1対1の対等な協議・調整を行う場であるが、執行権限に 基づいた中での最終的な権限は教育委員会に留保されており、このことで政治的中立性 が保たれることになる。

最後にポイントの4つ目について、教育に関する「大綱」を首長が策定することである。教育の目標や施策の根本的な方針を「大綱」として総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整を尽くし、首長が策定することとなり、首長及び教育委員会は、策定した大綱の下に、それぞれの所管する事務を執行する、と概要を説明

原田委員長が質疑なしと認め、報告事項(3)は了承された。

報告事項(1)臨時代理の報告について (習志野市習志野文化ホールの管理運営事務の受任について) (社会教育課)

上野社会教育課長

平成26年習志野市議会9月定例会において「習志野市習志野文化ホールの設置及び管理に関する条例」が制定され、習志野市習志野文化ホールが、公益財団法人習志野文化ホールから市へと移管されることとなった。習志野市習志野文化ホールの管理運営事務の受任について、習志野市教育委員会行政組織規則第4条第1項の規定により臨時代理したので、報告するものである。

平成26年10月10日付けで、習志野市長宮本泰介氏より、習志野市習志野文化ホールの管理運営事務について教育委員会に委任したいとの申し出があった。委任理由としては、これまで習志野市習志野文化ホールの管理運営に関して、教育委員会が大きく関与し、実績を持っており、利用する市民や団体に対し、大きな変更がないようにするためである。これについて、10月14日付けで習志野市教育委員会教育長より習志野市長宛てに、習志野市習志野文化ホールの管理運営事務を受任するとの回答をした、と概要を説明

梓澤委員

習志野市習志野文化ホールの管理運営事務を教育委員会で行うということについては理解をしたが、なぜ市長事務部局で受けたものを、教育委員会に事務委任することになるのか、分かりやすい説明を伺いたい、と質問

上野社会教育課長

これまで、公益財団法人による運営においては、教育、文化活動を目的としての使用の他に、宗教活動や政治活動を目的とした使用についても広く認めてきた。このたびの市への移管にあたり、これまでの運営形態及び市民の利用については変更をしないという方針の下での受け入れであった。教育施設という位置付けでは教育的配慮が必要となり、利用に制限がかかるので、今後も貸出しにおいて一定の自由度を確保した施設とするために市長事務部局に移管したが、管理運営についてはこれまでの実績を鑑み、教育委員会に委任したいとのことであった、と回答

原田委員長が他に質疑なしと認め、報告事項(1)は了承された。

議案第53号 指定管理者の指定について(習志野市習志野文化ホール)(社会教育課)

上野社会教育課長

習志野市習志野文化ホールは平成27年4月より市に移管することとなり、その管理運営事務については教育委員会で受任することとなった。管理運営については、設置管理条例の中で指定管理者制度を採用することを明記している。それに伴い、指定管理者として、公益財団法人習志野文化ホールを指定するものである。指定期間は、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間である。公益財団法人習志野文化ホールは、現在まで35年間にわたって管理運営をしてきた実績があり、安心して指定管理を任せられる団体であると判断した、と概要を説明

梓澤委員

これまでの実績から、公益財団法人習志野文化ホールを指定管理者に指定することは妥当な選択であると思う。しかしながら、指定管理者制度の趣旨に照らし合わせると、指定管理者は公募とするべきだと思うが、なぜ指定管理者を非公募にしたのか、と質問

上野社会教育課長

習志野市習志野文化ホールは開館から35年が経過して老朽化が進み、またモリシアという複合ビルの一角を占めており、早急な老朽化対策として、施設の大規模改修が必要となっている。現段階では、大規模改修にかかる経費は約15億円であると試算されている。大規模改修を行うためには、しばらくの間、ホールを休館しなければならない。すなわち、収益の上がらない期間を作らなければならないということである。また、施設自体が複合ビルであるということもあり、それぞれで、どの部分をどのように改修するかを判断することも必要となる。5年間で円滑に大規模改修を行うため、35年間文化ホールを管理してきて現状を最もよく理解している、公益財団法人習志野文化ホールを指定することが最も適当であると判断したため、非公募とした、と回答

原田委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第53号は全員賛成で原案どおり 可決された。

議案第54号 指定管理者の指定について(習志野市谷津コミュニティセンター) (社会教育課)

議案第55号 指定管理者の指定について(習志野市東習志野コミュニティセンター) (社会教育課) 議案第56号 指定管理者の指定について(習志野市生涯学習地区センターゆうゆう館) (社会教育課)

議案第57号 指定管理者の指定について(習志野市市民プラザ大久保)(社会教育課)

上野社会教育課長

議案第54号ないし第57号について、一括して説明をする。これらの施設は、コミュニティセンター、生涯学習地区センター、市民プラザと名称は異なっているが、いずれも基本的には地域運営型施設であり、平成18年4月より指定管理者制度を導入している。平成27年3月31日をもって指定期間が終了することから、更新しようとするものである。

これら4施設については、地域の方々が運営するという趣旨の中で、今まで運営してきている。このたび、現在の指定管理者である、習志野市谷津コミュニティセンター運営委員会、習志野市東習志野コミュニティセンター運営委員会、習志野市生涯学習地区センターゆうゆう館運営委員会、一般社団法人あったか大久保ひろばのそれぞれについて、これまでと同様の運営を継続していただきたいということで、指定管理者の候補として挙げた。これまでとの変更点としては、指定期間は、従来は3年間であったものを今回は2年間とした点である、と概要を説明

梓澤委員

指定期間を3年間から2年間に変更としたのはなぜか、と質問

上野社会教育課長

生涯学習地区センターゆうゆう館の場合を例にとって説明すると、これまでは地元住民による運営委員会であったが、後継者が育たない、現在運営に携わっている方々もこれまでどおりの運営は難しいなどのことから、運営委員会から手を引きたいという申し出があった。しかしながら、ゆうゆう館については、大久保地区再編計画の対象となっており、すなわち、今後3~5年のうちに、ゆうゆう館の存続あるいは統廃合について検討しなければならなくなるので、市としては既存の団体に運営していただきたいという意向があった。大久保地区再編計画の方向性の見通しが立つであろう、2年後までならば引き続き運営を引き受けられると運営委員会からの了承が取れたので、指定期間を2年間とした。

同様の傾向が、谷津コミュニティセンター、東習志野コミュニティセンター、市民プラザ大久保でも見られる。これらの施設については、そのほとんどが複合施設ということもあり、今後については、指定管理者制度の本来の目的である経費削減やサービスの向上を考え、2年間ということで限って指定するものとした、と回答

梓澤委員

では、指定期間が2年間であるのは今回に限ってのことか、と質問

上野社会教育課長

指定期間が2年間であるのは今回に限ってのことと考えている、と回答

原田委員長

その他の3施設に関しても、地域の方が代表をしているのか、と質問

上野社会教育課長

そのとおりである、と回答

原田委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第54号は全員賛成で原案どおり 可決された。

原田委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第55号は全員賛成で原案どおり 可決された。

原田委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第56号は全員賛成で原案どおり 可決された。

原田委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第57号は全員賛成で原案どおり 可決された。

議案第58号 指定管理者の指定について(習志野市新習志野公民館)(社会教育課)

上野社会教育課長

習志野市新習志野公民館の指定管理者の指定について、指定期間は平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間とし、5者の公募の中から、株式会社オーエンスを指定管理者の候補として指定しようとするものである。株式会社オーエンスを選定した理由としては、狭山市で公民館を運営している実績があり、また習志野市内でも、県営水泳場を運営している実績がある。また地域の実情をよく知っており、地域に密着した講座の展開が期待できると判断したためである、と概要を説明

梓澤委員

指定管理者を指定するにあたり、習志野市の団体を優先するという考えはないのか、と 質問

上野社会教育課長

市外の団体であるが、雇用に関しては習志野市民を優先とする旨を仕様書に記載してい く、と回答

原田委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第58号は全員賛成で原案どおり 可決された。

議案第59号 習志野市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改 正する条例の制定について (社会教育課)

上野社会教育課長

公民館への指定管理者制度の導入を検討する過程において、コミュニティセンター及び 市民プラザの位置付けについて、議会の中でも議論があった。これらの施設について、今 後も教育施設として運営していくのか否か、もしくは、公民館との棲み分けはどのように していくのかについて、教育委員会だけでなく全庁で協議してきた。その結果、谷津コミュニティセンター、東習志野コミュニティセンター、市民プラザ大久保について、これま での運用実績や、これらが持つ機能を鑑み、教育施設としてではなく、地域の自治振興に係る施設として、位置付けていくという趣旨の下で、改正するものである。改正の内容としては、使用の許可等を教育委員会で行っていたが、市長が行うこととなる等、所管が教育委員会から市長事務部局に移管するという点である。施行は平成27年4月1日である、と概要を説明

梓澤委員

市民には公民館、コミュニティセンター及び市民プラザとの違いはよく分からないと思う。利用する市民にとって、この改正にどのような意味があるのかを市民に具体例等を挙げて分かりやすく説明してほしい、と要望

上野社会教育課長

公民館は教育施設であるため、教育的配慮がなければならないので、講座や教室が開設される必要がある。コミュニティセンターは地域の自治振興を目的とした施設となるため、教育的配慮は不要となり、貸館であればよい。これまでもコミュニティセンターについては、地域の農業振興のための朝市や商店街のまつりなど、地域の振興に資するような用途に提供してほしいという要望があったが、教育委員会が所管する教育施設であったため、利用に多少の制限があったので、今回の改正によって利用の自由度を確保することができる、と回答

梓澤委員

公民館、コミュニティセンターのどちらにしても、幅広く利用できる施設づくりをして ほしい、と要望

原田委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第54号は全員賛成で原案どおり 可決された。

議案第51号 財産の無償貸付けについて(習志野市立袖ケ浦東小学校)(教育総務課)

小野寺教育総務課長

(仮称) 千葉県立習志野特別支援学校小学部の開設に伴い、小学校用地及び校舎の一部を無償で貸し付けるものである。貸付けに供する行政財産の所在地、数量に関しては資料に記載のとおりであり、貸付けの目的は、(仮称) 千葉県立習志野特別支援学校小学部の開設で、貸付料は無料、貸付期間は平成27年4月1日から5年間であるが5年ごとに更新することができるものとし、貸付けの相手方は千葉県教育委員会の教育長である。

千葉県教育委員会では、千葉県立八千代特別支援学校の過密状態の緩和を図るため、習 志野市立袖ケ浦東小学校の一部施設等を活用して、知的障がいのある児童を対象とした、 (仮称) 千葉県立習志野特別支援学校小学部を開設するべく、エレベーターの設置や施設 改修工事など、準備を進めているところである。施設の規模としては、小学部の児童42人を想定しており、学級数は普通学級6、重複学級2の計8学級の予定である。

現在、千葉県立八千代特別支援学校に通学している小学部の児童は平成26年5月1日 現在、68人いるが、そのうち、習志野市在住の児童20人及び転入学児童・新入学予定 者が開設する習志野特別支援学校の就学対象となっている。

この特別支援学校は袖ケ浦東小学校の用地及び校舎の一部を利用することから、平成27年4月より開設されるにあたり、行政財産の貸付け及び行政財産の使用許可の手続きを行う必要がある。小学校と県立特別支援学校の共用部分については、行政財産の使用許可の手続きにより、使用を許可していく予定であるが、行政財産の使用許可の場合、習志野市使用料規則第3条第2項の規定により、「納入者が国または地方公共団体であって、当該行政財産等の使用が公益上特に必要であると認められるとき」、使用料を減免することができることから、使用料は減免とする予定である。

そして、特別支援学校が専有する部分については、地方自治法第238条の四第2項第4号に規定されている建物の床面積及びこれらの敷地に余裕がある場合に該当するとして、千葉県教育委員会に行政財産の貸付けを行うこととしている。貸付けを行う用地面積は1000.73平方メートル、建物の床面積は1827.77平方メートルである。貸付期間は、習志野市財務規則第233条規定に基づき、平成27年4月1日から5年間とし、その後は5年ごとに更新していく予定である。

今回の行政財産の貸付けについては、貸付けの相手方が千葉県教育委員会であり、その使用が公益上必要であると認められることから、使用許可と同様の考えで、貸付料を無償とすることと考えている。このことについては、平成25年度に議会に対しても説明をしている。また、平成26年教育委員会第6回定例会においても、経緯等について説明させていただいた。財産の無償貸付けについて、地方自治法第237条第2項の規定により、議会の議決を得る必要があることから、市長に申し入れるものである、と概要を説明

原田委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第51号は全員賛成で原案どおり可決 された。

議案第60号 習志野市スポーツ推進審議会委員の委嘱について (生涯スポーツ課)

片岡生涯スポーツ課長 習志野市スポーツ推進審議会委員の委嘱について、概要を説明

採決の結果、議案第60号は原案どおり可決された。

原田委員長が

平成26年習志野市教育委員会第10回定例会の閉会を宣言